

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

10 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	御堂筋共同溝市内幹線弁 既設改造工事	上下水道 施設工事	中央区	幡豆工業(株)	4,995,000	平成28年10月24日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2 号	K6	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

御堂筋共同溝市内幹線弁既設改造工事

2 契約の相手方

幡豆工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、御堂筋共同溝内に設置されている口径 1,200mm 副弁内蔵式手動弁を電動弁に改造するものである。

改造を行う既設手動弁は幡豆工業（株）が独自に設計、製作したもので、電動化するためには当該設備を分解したうえで電動式駆動装置を取付けるなど、機器の構造及び機能を熟知した専門の知識と技術が必要となるため、既設製造業者以外では改造を行うことができない。

また、他の業者が本工事にて改造を行い、設備に不具合が発生した場合、その原因が既設手動弁固有の問題なのか、本工事の施工によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証をもたせることができない。

以上のことから、上記業者が一貫した責任と性能について保証を持たせ、本工事を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06 - 6616 - 5544）